

平成十八年十二月十一日提出
質問 第二二三三三号

外務省が保管するワインの物品管理簿に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省が保管するワインの物品管理簿に関する質問主意書

一 二〇〇六年十二月六日の衆議院決算行政監視委員会で、塩尻孝二郎外務省官房長は、

「ワインの管理、使用でございますけれども、これは答弁書でもお答え申し上げましたとおり、物品管理簿等、必要な帳簿を備えて適切に管理、使用をしているということでございます。

その物品管理簿でございますけれども、そこに記載されておりますのは、どういうお酒の種類なのか、あるいは、いつ購入したのか、いつ使ったのかというようなことが書いてあります。

それで、御質問のそれぞれのワインの金額、これについては、物品管理簿には記載されていない。それを調べるということであれば、もとの書類に戻って一々照会しなければいけない、調査しなければいけないということ、すぐにはお答えができないということを申し上げたということでございます。」

と答弁しているところ、物品管理簿にワインの購入金額を記入していない理由を明らかにされたい。

二 外務省が保管するワインについての物品管理簿はいつから作成されるようになったか。

三 法令、規則では物品管理簿に政府機関が保管する動産の購入価格を明示することは義務付けられているのではないか。

四 外務省が保管するワインについての物品管理簿の記載に瑕疵があったのではないか。

右質問する。